

奈良市地産地消基本計画検討委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 地域で生産された農産物等を地域で消費する取組みをとおして、生産者の営農意欲と消費者の地域農産物等への愛着心や安心感を深めることができるとともに、食料自給率の向上に寄与することを目的に奈良市地産地消基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 本市の地産地消基本計画を作成する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員8名で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に召集する会議は、市長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。また、行政機関以外の代理出席は、認めない。

3 検討委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、農林課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年2月7日施行する。